

議案第69号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月2日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。）が18日」を「含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（小松島市の休日を定める条例（平成元年小松島市条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第10項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10項の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条第2項並びに第10条第2項及び第11項の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 改正後の小松島市職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第15条の規定による改正後の」及び「（以下「新条例」という。）」を削り、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。